

＜【2026年度】大学院在学採用（一次採用・春）＞
大学院（博士前期課程）における「授業料後払い制度」の募集について

1. 制度概要：『貸与奨学金案内（大学院）』P.6

本制度は、大学院修士段階（博士前期課程）の授業料について、無利子の奨学金として在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業後の所得に応じた後払いとする制度です。

2. 対象者（以下のすべてを満たす者）：『貸与奨学金案内（大学院）』P.7～8

- ① 2025年4月以降に大学院修士段階（博士前期課程）に入学した者。
- ② 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、JASSO 第一種貸与奨学金（以下、「第一種奨学金」といいます。）の貸与を受けられない事由がない者。
- ③ 2026年度進級留めとなっていない者（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）。

（その他詳細はP.8参照）

※ なお、2026年度一次採用における第一種奨学金との同時申込はできませんのでご注意ください（JASSO 第二種貸与奨学金（以下、「第二種奨学金」といいます。）との併用は可能です）。

※ 第一種奨学金との重複貸与は不可のため、現在第一種奨学金を貸与中の方は、第一種奨学金を2026年3月を以って辞退する必要があります。

3. 支援内容：『貸与奨学金案内（大学院）』P.6～7

次の2種類の無利子奨学金の貸与による支援です。第一種奨学金との重複貸与はできません（第二種奨学金との併用は可能です）。

① 「授業料支援金」の貸与

支援対象授業料として、採用者の年間の授業料相当額が日本学生支援機構から学園へ振り込まれ、授業料の立て替えが行われます（入学金・施設費・設備費は本制度の対象外です）。

＜2026年度入学生＞

2026年度前期授業料は入学手続きとして一度納付いただく必要があります。本制度採用決定後に日本学生支援機構から奨学生へ2026年度前期授業料相当額が振り込まれる形となります。

2026年度後期以降の納付金の納付につきましては、後項の「10. 納付金の納付について」をご確認ください。

＜2025年度入学生＞

2026年度前期分の納付金について、既定の納入期日までに口座振替にて納付いただいた場合、本制度採用決定後に2026年度前期授業料相当額を返金いたします。未納の場合は、本制度採用決定後に授業料以外の「施設費・設備費」の口座振替を行います。

2026年度後期の納付金の納付につきましては、後項の「10. 納付金の納付について」をご確認ください。

② 「生活費奨学金」の貸与

毎月0円（利用しない）、2万円、4万円（選択可）の月額を貸与するものです。希望者のみ利用可と

なり、本人名義の奨学金振込口座に振り込まれます。

なお、「授業料支援金」を希望せず、「生活費奨学金」のみ希望することは受け付けません。

4. 募集時期について：『貸与奨学金案内（大学院）』P.9

毎年4月を予定しています。

5. 貸与始期と採用時期について：『貸与奨学金案内（大学院）』P.9

貸与始期は2026年4月です。採用時期は最速で6月採用となります。

2026年度入学生が6月採用となった場合、4月～6月分までの「生活費奨学金」と2026年度前期授業料相当額の「授業料支援金」が6月にまとめて振り込まれます。

2025年度入学生が6月採用となった場合、4月～6月分までの「生活費奨学金」が6月にまとめて振り込まれます。

6. 貸与期間：『貸与奨学金案内（大学院）』P.9

通常課程の標準修業年限の終期までとなります。

なお、貸与期間満了（満期）より前に貸与終了事由（退学等）が生じた場合、貸与は終了し、その翌月から数えて7か月目から返還が始まります（第一種奨学金と同じ）。

7. 受領資格

① 授業料支援金

年単位で考えます。通常、入学年月から始まる1年単位となります。

「適用年」の中で1か月でも受領資格がある月があれば、当該適用年内に充当可能な授業料分の受領資格があります（月割り計算はしません）。

② 生活費奨学金

月単位で考えます。受領資格のない月は、振込はありません。

※ なお、授業料支援金・生活費奨学金ともに、受領資格の停止・復活や貸与終了の条件については、適格認定の扱い等を含めすべて第一種奨学金と同じです。

8. 採用となるための基準について：『貸与奨学金案内（大学院）』P.9～10

① 学力基準：通算 GPA 値 2.3 以上

学力基準のもとになる値は、以下のとおり

- ・ 成蹊大学出身者：学部の通算 GPA 値
- ・ 他大学出身者：他大学での通算 GPA 値

※ 他大学（成蹊大学以外）から成蹊大学大学院に入学した場合または編入学等による入学の場合は、前の学校の成績表を提出してください。

※ 災害・傷病その他やむを得ない事由により学業成績に重大な影響が生じ基準を満たせない場合は学生部（0422-37-3539）までご連絡ください。

② 家計基準：申込者本人及び配偶者のマイナンバーにより取得した2025年度住民税情報（2024年1月

～12月収入)をもとに日本学生支援機構が審査するため、原則として証明書の提出は不要です。なお、本人が進学のために進学前1年以内に離職又は休職することにより年収が減少し無収入になることが見込まれる場合、離職票又は休職証明書(フォーマットは[大学HP\(奨学金ページ\)](#)よりダウンロード)を学生部窓口へご提出ください。ただし、配偶者の離職又は休職はこの取扱いの対象外です。

9. 貸与奨学金の交付について:『貸与奨学金案内(大学院)』P.11～12

① 授業料支援金

<2026年度入学生>

2026年度前期授業料:日本学生支援機構から奨学生本人名義の普通預金口座に振り込まれます。

2026年度後期以降授業料:日本学生支援機構から学園に振り込まれます。

<2025年度入学生>

2026年度前・後期授業料:日本学生支援機構から学園に振り込まれます。

② 生活費奨学金

奨学生本人名義の普通預金口座に毎月振り込まれます。振込口座情報等のスカラネット入力に誤りがあった場合、初回振込が大幅に遅れることがありますので正確に入力してください。

10. 納付金の納付について

<2026年度入学生>

① 2026年度前期納付金について

入学手続きのために一度納付いただく必要があります(本制度採用後、日本学生支援機構から指定した本人名義の普通預金口座に2026年度前期授業料相当額が振り込まれます)。

② 2026年度後期以降の納付金について

本制度対象の授業料以外の「施設費・設備費」のみ既定の納入期日に口座振替となります(口座振替額は成蹊学園財務部経理課より既定の納入期日前にお知らせがございました。納入期日は[こちら](#)のページからご確認ください)。

<2025年度入学生>

① 2026年度前期納付金について

既定の納入期日までに口座振替にて納付いただいた場合、本制度採用決定後に2026年度前期授業料相当額を返金いたします(採用月の翌月末までに返金予定)。未納の場合は、本制度採用決定後に、本制度対象の授業料以外の「施設費・設備費」の口座振替を行います。どちらの場合も、成蹊学園財務部経理課より案内がございましたので、その案内に従い手続きを行ってください。

② 2026年度後期納付金について

本制度対象の授業料以外の「施設費・設備費」のみ既定の納入期日に口座振替となります(口座振替額は成蹊学園財務部経理課より既定の納入期日前にお知らせがございました。納入期日は[こちら](#)のページからご確認ください)。

1 1. 優れた業績による返還免除：『貸与奨学金案内（大学院）』P. 14

2026 年度大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る優れた業績による返還免除内定制度に申請している学生は、入学後から 6 カ月以内に第一種奨学金または授業料後払い制度に採用される必要があり、採用されなかった場合は内定の効力を行いますので、第一種奨学金または授業料後払い制度のどちらかを必ず申請してください。

内定候補者の権利を持たずに、本制度において優れた業績による返還免除を希望する場合は、奨学金の貸与終了月が属する年度に行う必要があります。

具体的な申請手続き・申請期限については、大学より SEIKEI PORTAL にてお知らせいたします（例年 1 月上旬頃）。

なお、博士前期課程において本制度と第一種奨学金を両方利用した場合（1 年次に本制度、2 年次に第一種奨学金を利用する場合等）、奨学生番号は別々となり、返還免除はそれぞれ申請が必要となります。

例えば 1 年次に本制度、2 年次に第一種奨学金を利用する場合、1 年次修了段階で本制度の返還免除申請が必要となり、2 年次修了段階で第一種奨学金の返還免除申請が必要となりますのでご注意ください。

1 2. 貸与終了後の返還：『貸与奨学金案内（大学院）』P. 14～15

原則、第一種奨学金の所得連動返還方式と同じです（貸与終了の翌月から数えて 7 か月目から口座振替により返還）。ただし、次の点が異なります。

- ① 年収が 300 万円程度になるまで最低返還月額（2,000 円）での返還となります。
（第一種奨学金の場合は、年収が 140 万円程度になるまで）
- ② 返還者本人の子 1 人につき一定額が返還月額の算定の基礎となる所得から控除されます。
（第一種奨学金の場合は、現状、当該控除なし）
- ③ 返還 1 年目は最低返還月額（2,000 円）での返還となる。
（第一種奨学金の場合は、原則、定額返還方式の場合の半額）
- ④ 本人が被扶養者となった場合も、扶養者の所得を加味しない。
（第一種奨学金の場合は、扶養者の所得を合算して返還月額を算定）

1 3. 保証料：『貸与奨学金案内（大学院）』P. 18～19

第一種奨学金と同様に算定され、機構が貸与額から差し引き、本人の代わりに保証機関に支払います（人的保証制度は選択できません）。

- ① 「授業料支援金」に係る保証料
支援対象授業料に保証料が加算された金額が貸与額（＝要返還額）となります。
（支援対象授業料＋保証料＝貸与額（＝要返還額））
- ② 「生活費奨学金」に係る保証料
選択した貸与額から保証料を差し引いた額（選択した月額よりも少額）が振り込まれますが、貸与額（＝要返還額）には保証料を含みます。
（選択した貸与額（＝要返還額）－保証料＝振込金額）

※保証料の目安は[こちら](#)をご確認ください。

14. 本制度に関する留意点

＜第一種奨学金（または第一種奨学金から本制度）への変更について＞

本制度を利用した場合、その年度は第一種奨学金への変更はできません。
進級時の春の定期採用のみ第一種奨学金への変更が可能となります。
第一種奨学金から本制度への変更についても同様です。

＜第一種奨学金との比較等について＞

[こちら](#)をご参照ください。

＜第二種奨学金について＞

本制度と第二種奨学金との併用は可能です。

本制度と第二種奨学金と併用した場合は、別々の借用契約となりますので、第二種奨学金の返還は所得に連動いたしません（第二種奨学金は定額返還方式のみ選択可能です）。

15. 申請期間

2026年3月24日（火）～4月30日（木）

（電話受付のため、平日9:00～17:00（11:30～12:30を除く）のみ）

16. 問い合わせ先

成蹊大学 学生部(本館1階西側)

〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

TEL: 0422-37-3539

※平日9:00～17:00（11:30～12:30を除く）

Email: shogakukin@jc.seikei.ac.jp